

# 第158期 決算公告

2019年6月28日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号  
株式会社 横浜銀行  
代表取締役頭取 大矢 恭好

## 貸借対照表(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,899,008	預金	14,320,931
現金	124,905	当座預金	505,034
預け金	2,774,103	普通預金	9,999,203
コ ー ル 口 一 ン	256,899	貯蓄預金	204,289
買入金銭債権	36,834	通知預金	104,898
特定取引資産	5,243	定期預金	3,098,285
商品有価証券	4,897	その他の預金	409,220
特定金融派生商品	346	譲渡性預金	91,833
有価証券	2,117,635	コ ー ル マ ネ	496,364
国債	400,136	売現先勘定	13,726
地方債	211,490	債券貸借取引受入担保金	282,334
社債	455,360	特定取引負債	113
株式	208,679	商品有価証券派生商品	7
その他の証券	841,968	特定金融派生商品	106
貸出金	11,133,160	借用金	482,359
割引手形	29,536	借入金	482,359
手形貸付	200,108	外国為替	394
証書貸付	9,908,420	外国他店預り	13
当座貸越	995,095	未払外国為替	381
外国為替	16,202	その他の負債	69,237
外国他店預け	13,906	未払法人税等	9,258
買入外国為替	159	未払費用	9,316
取立外国為替	2,137	前受収益	2,430
その他の資産	158,826	金融派生商品	28,766
前払費用	3,343	金融商品等受入担保金	319
未収収益	14,663	資産除去債務	268
先物取引差入証拠金	1,653	その他の負債	18,876
先物取引差金勘定	7	賞与引当金	3,124
金融派生商品	33,222	役員賞与引当金	41
金融商品等差入担保金	29,971	株式報酬引当金	173
その他の資産	75,965	睡眠預金払戻損失引当金	2,161
有形固定資産	140,141	偶発損失引当金	642
建物	43,293	繰延税金負債	15,872
土地	84,797	再評価に係る繰延税金負債	16,474
建設仮勘定	2,551	支払承諾	39,698
その他の有形固定資産	9,498	負債の部合計	15,835,483
無形固定資産	10,071	(純資産の部)	
ソフトウェア	9,678	資本金	215,628
その他の無形固定資産	392	資本剰余金	177,244
前払年金費用	38,742	資本準備金	177,244
支払承諾見返	39,698	利益剰余金	475,735
貸倒引当金	△ 42,564	利益準備金	38,384
		その他利益剰余金	437,351
		固定資産圧縮積立金	2,522
		別途積立金	118,234
		繰越利益剰余金	316,594
		株主資本合計	868,608
		その他有価証券評価差額金	71,718
		繰延ヘッジ損益	△ 2,707
		土地再評価差額金	36,799
		評価・換算差額等合計	105,811
		純資産の部合計	974,419
資産の部合計	16,809,902	負債及び純資産の部合計	16,809,902

損益計算書 ( 2018年4月 1日から  
2019年3月31日まで )

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	159,254	227,926
貸出証券利息配当	119,972	
貸有価証券の売却	27,196	
貸付金の受取等	5,516	
貸付金の引替	2,924	
貸付金の引取	3,644	
貸付金の引替手数料	50,334	
貸付金の引替手数料	10,111	
貸付金の引替手数料	40,223	
貸付金の引替手数料	107	
貸付金の引替手数料	103	
貸付金の引替手数料	3	
貸付金の引替手数料	4,390	
貸付金の引替手数料	1,554	
貸付金の引替手数料	2,177	
貸付金の引替手数料	647	
貸付金の引替手数料	10	
貸付金の引替手数料	13,838	
貸付金の引替手数料	997	
貸付金の引替手数料	9,225	
貸付金の引替手数料	3,615	
経常費用	18,477	154,817
貸付金の引替手数料	10,477	
貸付金の引替手数料	7	
貸付金の引替手数料	2,069	
貸付金の引替手数料	124	
貸付金の引替手数料	930	
貸付金の引替手数料	2,179	
貸付金の引替手数料	1,748	
貸付金の引替手数料	938	
貸付金の引替手数料	16,220	
貸付金の引替手数料	1,977	
貸付金の引替手数料	14,242	
貸付金の引替手数料	8,144	
貸付金の引替手数料	4,903	
貸付金の引替手数料	2,901	
貸付金の引替手数料	339	
貸付金の引替手数料	101,167	
貸付金の引替手数料	10,807	
貸付金の引替手数料	5,345	
貸付金の引替手数料	1,185	
貸付金の引替手数料	694	
貸付金の引替手数料	3,582	
経常利益		73,108
経常損失		1,056
経常利益	861	
経常損失	195	
経常利益		72,052
経常損失	20,055	
経常利益	1,899	
経常損失		21,955
経常利益		50,097

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

## 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

## 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

## 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

## 4. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～60年
その他	2年～20年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にある債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,205百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

## (6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

## (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**注記事項**

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 15,086百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に66,014百万円含まれております。  
現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は417百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,877百万円、延滞債権額は144,945百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,579百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,603百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は159,006百万円であります。  
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,695百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	12,568百万円
有価証券	852,192百万円
貸出金	606,306百万円
その他の資産	881百万円

担保資産に対応する債務

預金	67,423百万円
売現先勘定	13,726百万円
債券貸借取引受入担保金	282,334百万円
借入金	407,677百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券30,534百万円及びその他の資産50,022百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金5,160百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,226,125百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,467,975百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

36,405百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 113,295百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 81,231百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金  
60,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は68,640百万円であります。

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 36百万円

16. 関係会社に対する金銭債権総額 63,609百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 143,620百万円

18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は、14.19%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 1,752百万円  
 役務取引等に係る収益総額 1,481百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 535百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 185百万円  
 役務取引等に係る費用総額 6,182百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,478百万円

2. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	横浜信用保証株式会社	保証業	所有 直接50	保証取引	当行住宅ローン等の保証取引 (注)1,2,3	3,262,521	—	—
役員及び その近親者	鳥居 眞	当行監査役	—	与信取引	資金の貸付 (注)4	—	貸出金	36
	河村 恭子	当行監査役 の近親者	—	与信取引	資金の貸付 (注)4	—	貸出金	37

(注)1. 横浜信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。

2. 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△15

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	7,992	9,098	1,105
	地方債	20,655	21,128	472
	社債	146,030	149,694	3,663
	小計	174,679	179,920	5,241
合計		174,679	179,920	5,241

## 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	12,607
関連法人等株式	204
合計	12,811

（注）子会社・子法人等及び関連法人等への出資金（2,275百万円）は含めておりません。

## 4. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	185,270	85,267	100,002
	債券	840,039	832,324	7,714
	国債	368,213	363,920	4,292
	地方債	180,269	179,875	394
	社債	291,556	288,528	3,028
	その他	587,024	574,073	12,950
	小計	1,612,333	1,491,665	120,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,870	4,529	△659
	債券	52,268	52,527	△259
	国債	23,930	24,123	△193
	地方債	10,564	10,565	△1
	社債	17,772	17,837	△64
	その他	264,946	283,494	△18,547
	小計	321,084	340,550	△19,465
合計		1,933,418	1,832,216	101,202

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	6,726
その他	7,353
合計	14,080

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自2018年4月1日至2019年3月31日）

該当事項はありません。



## 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	14,471	9,225	-
債券	142,695	644	278
国債	118,389	358	278
地方債	4,780	29	-
社債	19,525	256	-
その他	167,996	1,533	4,625
合計	325,163	11,403	4,903

## 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、899百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	16,453百万円
退職給付引当金	4,183百万円
有価証券償却	2,280百万円
その他	<u>6,886百万円</u>
繰延税金資産小計	29,803百万円
評価性引当額	<u>△3,277百万円</u>
繰延税金資産合計	26,525百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	29,484百万円
退職給付信託設定益益金不算入	6,243百万円
その他	<u>6,670百万円</u>
繰延税金負債合計	42,398百万円
繰延税金負債の純額	<u>15,872百万円</u>

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	808円93銭
1株当たりの当期純利益金額	41円58銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# 第158期 決算公告

2019年6月28日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号  
株式会社 横浜銀行  
代表取締役頭取 大矢 恭好

## 連結貸借対照表(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,901,370	預 金	14,260,120
コールローン及び買入手形	256,899	譲 渡 性 預 金	71,833
買入金銭債権	44,220	コールマネー及び売渡手形	496,364
特定取引資産	5,243	売 現 先 勘 定	13,726
有 価 証 券	2,112,869	債券貸借取引受入担保金	282,334
貸 出 金	11,073,355	特 定 取 引 負 債	113
外 国 為 替	16,202	借 用 金	510,130
リース債権及びリース投資資産	68,833	外 国 為 替	394
そ の 他 資 産	190,229	そ の 他 負 債	128,756
有形固定資産	139,327	賞 与 引 当 金	3,561
建 物	46,554	役 員 賞 与 引 当 金	41
土 地	79,094	株 式 報 酬 引 当 金	173
建設仮勘定	2,551	退 職 給 付 に 係 る 負 債	427
その他の有形固定資産	11,127	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,161
無形固定資産	10,595	偶 発 損 失 引 当 金	642
ソフトウェア	10,177	特 別 法 上 の 引 当 金	18
の れ ん	14	繰 延 税 金 負 債	13,537
その他の無形固定資産	403	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16,474
退職給付に係る資産	33,958	支 払 承 諾	63,883
繰延税金資産	3,809	負 債 の 部 合 計	15,864,694
支払承諾見返	63,883	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 50,621	資 本 金	215,628
		資 本 剰 余 金	177,244
		利 益 剰 余 金	503,668
		株 主 資 本 合 計	896,542
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	73,117
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,707
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,799
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 3,320
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	103,889
		非 支 配 株 主 持 分	5,052
		純 資 産 の 部 合 計	1,005,483
資 産 の 部 合 計	16,870,178	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	16,870,178

連結損益計算書 ( 2018年4月 1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		273,086
資金運用収益	157,873	
貸出金利息	119,871	
有価証券利息配当金	25,812	
コールローン利息及び買入手形利息	5,516	
預け金利息	2,924	
その他の受入利息	3,748	
役務取引等収益	58,821	
特定取引収益	2,046	
その他の業務収益	39,280	
その他の経常収益	15,064	
償却債権取立	2,196	
その他の経常収益	12,868	
経常費用		193,746
資金調達費用	18,576	
預金利息	10,476	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,069	
売現先利息	124	
債券貸借取引支払利息	930	
借入金利息	2,280	
その他の支払利息	2,687	
役務取引等費用	13,393	
その他の業務費用	39,428	
営業経費用	109,588	
その他の経常費用	12,759	
貸倒引当金繰入額	4,825	
その他の経常費用	7,933	
経常利益		79,339
特別損失		1,059
固定資産処分損	864	
減損	195	
税金等調整前当期純利益		78,280
法人税、住民税及び事業税	21,926	
法人税等調整額	2,476	
法人税等合計		24,403
当期純利益		53,877
非支配株主に帰属する当期純利益		177
親会社株主に帰属する当期純利益		53,699

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結財務諸表の作成方針

## 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 10社

主要な会社名

横浜信用保証株式会社

浜銀ファイナンス株式会社

浜銀T T証券株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 1社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 3社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

## 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

## 4. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

## 会計方針に関する事項

## 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

## 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

## 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

## 4. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～60年

その他 2年～20年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とすることとしております。

## 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にある債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,914百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### 8. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

#### 12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 15. 重要なヘッジ会計の方法

## (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記（1）、（2）以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

## 16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 2, 380百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 66, 014百万円含まれております。  
現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は 417百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2, 877百万円、延滞債権額は 144, 366百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 3, 579百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7, 603百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 158, 427百万円であります。  
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29, 695百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

## 担保に供している資産

現金預け金	12, 568百万円
有価証券	852, 192百万円
貸出金	606, 306百万円
その他資産	881百万円

## 担保資産に対応する債務

預金	67, 423百万円
売現先勘定	13, 726百万円
債券貸借取引受入担保金	282, 334百万円
借入金	407, 677百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 30, 534百万円及びその他資産 50, 022百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 1, 653百万円、金融商品等差入担保金 29, 971百万円及び保証金 5, 397百万円が含まれております。



9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,180,292百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,438,725百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

36,405百万円

- |                                                          |                     |
|----------------------------------------------------------|---------------------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額                                       | 160,839百万円          |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額                                         | 81,231百万円           |
| 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金           | 60,000百万円が含まれております。 |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は | 68,640百万円であります。     |
| 15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、          | 14.47%であります。        |

(連結損益計算書関係)

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 | 9,518百万円を含んでおります。 |
| 2. 包括利益                | 35,157百万円         |

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタルなどの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核事業と位置づけ、景気変動や市場変化の悪影響を最小限にとどめ、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当行の中期経営計画や業務運営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分を通じてリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の中小企業・個人向け貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場の変動により損失が発生する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、お客さまに対する各種のリスク・ヘッジ手段の提供、及び当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、当行の収益増強のために、金利スワップ取引等に取り組んでおります。デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）等に準拠した「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金・債券、外貨建金銭債権債務、株式
- ・ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ、株式先渡取引

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

また、一部の連結される子法人等では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ① 信用リスクの管理

当行では、個別の与信判断については、「クレジットポリシー」に定めた「公共性」、「安全性」、「収益性」、「成長性」、「流動性」の5原則に則った厳正な審査を行っております。個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から「投融资会議（役員などで構成する経営会議）」において分析検討を行い、応否を決定しております。

また、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を行っております。

更に、「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に与信ポートフォリオ全体の信用リスク量を計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健全性・収益性の評価を行っております。

## ② 市場リスクの管理

## 《管理態勢》

当行では、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを行っております。具体的には、リスク管理部署は各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、毎日、直接経営陣に報告しております。また、毎月開催されるALM会議において、市場リスクの状況について報告しております。また、市場業務は、トレーディング業務とバンキング業務に区分して管理しております。

トレーディング業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引（特定取引）を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、トレーディング業務は、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などについて規定した行内規程に従い、厳格な運用を行っております。

《市場リスクの計測》

当行では、市場リスクの計測において、V a R（バリュアットリスク）、B P V（ベースポイントバリュア）のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。また、V a Rだけでは十分に捉えられないリスクについても対応できるように、ストレス・テストを定期的の実施しております。そのシナリオは、大きな市場変動と流動性の急激な低下を併せ持った重大な影響を及ぼしうる最悪シナリオ、市場リスク計測手法の特性を補うシナリオの2種類としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、戦略目標や業務運営方針は、流動性リスクを考慮して策定しております。

《管理態勢》

リスク管理部署は、各種リスクリミットの遵守状況を、毎日、直接経営陣に報告しております。また、毎月開催されるA L M会議において、流動性リスクの状況や資金繰りの状況について報告しております。

流動性リスクの顕在化の兆候が察知された場合には、ただちに関連部署による「流動性リスク緊急対策会議」を開催し、情報の収集・整理を行い、必要な対応策について迅速に意思決定できる態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,901,370	2,901,370	—
(2) コールローン及び買入手形	256,899	256,899	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	174,879	180,125	5,245
その他有価証券	1,920,556	1,920,556	—
(4) 貸出金	11,073,355		
貸倒引当金（*1）	△50,252		
	11,023,102	11,094,898	71,796
資産計	16,276,808	16,353,850	77,042
(1) 預金	14,260,120	14,260,627	506
(2) 譲渡性預金	71,833	71,833	0
(3) コールマネー及び売渡手形	496,364	496,364	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	282,334	282,334	—
(5) 借入金	510,130	510,260	129
負債計	15,620,783	15,621,419	636
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	9,143	9,143	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(4,454)	(4,454)	—
デリバティブ取引計	4,688	4,688	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

## (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

## (1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、キャップ取引等）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約、通貨オプション）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1) (*2) (*3)	7,568
②組合出資金 (*3) (*4) (*5)	7,484
合 計	15,053

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 関連法人等の株式 (66百万円) は含めておりません。

(\*3) 当連結会計年度において、非上場株式について 80百万円、組合出資金について 5百万円減損処理を行っております。

(\*4) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(\*5) 非連結の子会社及び子法人等、並びに持分法非適用の関連法人等への出資金 (2,313百万円) は含めておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、並びに「買入金銭債権」中の信託受益が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△15

## 2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	7,992	9,098	1,105
	地方債	20,855	21,332	476
	社債	146,030	149,694	3,663
	小計	174,879	180,125	5,245
合計		174,879	180,125	5,245

## 3. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	191,670	89,446	102,224
	債券	840,039	832,324	7,714
	国債	368,213	363,920	4,292
	地方債	180,269	179,875	394
	社債	291,556	288,528	3,028
	その他	587,024	574,073	12,950
	小計	1,618,734	1,495,843	122,890
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	4,238	5,074	△835
	債券	52,268	52,527	△259
	国債	23,930	24,123	△193
	地方債	10,564	10,565	△1
	社債	17,772	17,837	△64
	その他	264,946	283,494	△18,547
	小計	321,453	341,095	△19,642
合計		1,940,187	1,836,939	103,247

## 4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	14,797	9,518	44
債券	142,695	644	278
国債	118,389	358	278
地方債	4,780	29	—
社債	19,525	256	—
その他	167,996	1,533	4,625
合計	325,489	11,696	4,948

## 5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、899百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

## (1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	830円52銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	44円57銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。